

○ 運営費の用途範囲制限、会計基準の適用に係る課題

- 質の問題を一番阻害するのは利益の配分。利益の配当などをやりだしたら質は必ず下がっていく。〔第2・3回・永野委員〕
- 認可園を作るときは、ほとんど全部コンペティションでしか作れないが、その中で選ばれたということは、それだけの質を担保していることだと思っているし、株式会社だから、配当するから駄目だということとは言えないと思っている。〔第2回・山口委員〕
- 株式会社についても10年ぐらい前から、法律的に経営主体・法人格として認められている。問題なのは、例えば剰余金の用途を自由にしたり、利益配当を行うことであって、これについては、公的資金が原資であるという考え方の下で、法律的に一定のきちんとしたルールを作るべきではないか。〔第3回・菅原委員〕
- 保育は、公的性格の非常に強い分野ではないかと思う。そこに利潤を追求するようなシステムを導入するべきではない。〔第3回・西田委員〕
- 自治体の縛りと運営費の使い途の縛り等があって、なかなか自由に保育ができないというのが現状である。〔第3回・山口委員〕
- 配当というのは借入金の金利である。例えば、保育園を造るときに最初に1億円なり2億円という整備資金がかかる。これを賄うために、上場している会社はマーケットから資金を調達して、その資金で保育園を造る。それが例えば社会福祉法人の場合は医療福祉機構や銀行から借りてくる。そのときに、今、医療福祉機構であれば2.5%の金利がかかる。私どもの会社では、銀行金利だと1.5%、市場金利だと1%ぐらいで調達ができる。その1%というのがイコール配当である。〔第3回・山口委員〕(再掲)
- 運営費に減価償却分を上乗せすれば、施設の新増設も寄附や補助金などに頼らずに、借り入れをして後でそれを運営費の減価償却分で返していくというようなやり方もできるし、造らなくても賃貸というような形にも対応できるので、もっと柔軟に素早く多様なニーズあるいは量的なニーズに対応できるのではないか。〔第3回・椋野委員〕(再掲)

|   |   |
|---|---|
| <p>○ 運営費の使途範囲制限、会計基準の適用に係る課題<br/>〔続き〕</p>   | <p>○ 複数園の運営をしていく中で、よりよい保育のための研究・合同研修の実施、全園共通での事務処理などを実施することでよりよいサービスを効率的に実施したいと思う。また保育需要への貢献をしていくためにも更なる保育所への設備投資にも充てていきたい。そのためにも運営費の使途の自由化を検討してもらいたい。〔第2回・佐久間委員〕</p> |
| <p>○ 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督</p> | <p>○ 法人主体に関わらず、問題のある運営主体を参入させないよう、事前監査を強化すべき。〔第4回・山口委員〕</p> <p>○ 複数施設を運営するメガ法人に対して、法人全体を監査する仕組みや、法人が破綻した際に救済するバックアップ体制を整えるべき。〔第4回・山口委員〕</p>                           |

## 5 その他

### ○ その他

- 国有地を優先的に保育所用地として貸し出す。あるいは自治体に払い下げる。同じやり方を自治体にも義務付けていくということも一つの方法ではないか。  
〔第2回・木原委員〕
- 学校用地の一部を利用することについては、空き教室があっても使いにくいということがあるので、縦割りをもう少し融通を利かせるべき。〔第2回・木原委員〕
- 再開発の場合などは、保育所用地のスペースの提供を義務付けるべき。〔第2回・木原委員〕
- 施設整備費についてはハード交付金になり、都道府県の負担がなくなり市町村となったわけだが、これが非常に重荷になっていると思うので、この辺の改善が要るのではないか。  
〔第2回・木原委員〕
- 運営費の定員刻みに関して、細分化等によって柔軟な定員を設定できるようになれば、受入数は増大するだろう。〔第2回・木原委員〕
- 現行制度の改善で認可保育所を一層拡充することができるのではないか。〔第2回・木原委員〕
- 介護保険制度について、確かに在宅の介護の面ではどんどん需給が伸びているので自動的に財政規模が膨らんでいるが、財政的な限度がある。だから今、介護報酬の引き下げや介護職員の労働条件の低下、人材の確保には非常に厳しいものがあるようである。この辺りの介護をめぐる諸問題をどのように考えていけばよいのか。〔第2回・木原委員〕
- 現行制度の評価、介護保険などの先行制度の光と影の評価を行い、それへの対応が必要。(第4回・椋野委員)。

○ その他

- 企業の場合は、個々の運営をしている人の主観は別だが、客観的にみて利潤ということになるので、利用料の支払い当事者へのサービスに偏ってしまうのではないかと懸念がある。〔第2回・木原委員〕
- 特に施設整備においては、現実に地方自治体の財源が厳しい中で、国が財源を確保しても市町村で財源が確保できないから新しい認可保育所を建設できないという非常に厳しい状況にある。したがって、国として財政投入を、地方自治体の財政を考えながら、英断をもって、例えば補助率を変えるというように地方自治体・法人の負担を軽減していくことをしないと、これはなかなか解決できないと考えている。〔第2回・西田委員〕
- 財源の確保を前提条件、それは特別会計かということは別として、時限的に質の担保を得た中で供給主体をある程度確保することをここで行わなければ、待機児童となっている子どもたちを救えない。〔第2回・坂崎委員〕
- 企業には、施設整備補助は出なく、また、地方自治体独自の運営費補助についても出ない場合がある。運営費の額が違う中で、配置基準など求められるものは同じである。質を維持していくためにも、企業だからということでの差はなくしてもらいたい。〔第2回・佐久間委員〕  
(再掲)
- 制度として企業が認可保育所に参入をしていけるようになったにもかかわらず、法人類型による不公平感があり、その点に関してはぜひ議論をしていただきたい。特に都市部において自治体の独自加算がないと運営ができないことについては調査をしていただきたい。我々もよりサービスの質の向上にむけて努力をしていきたい。〔第2回・佐久間委員〕

○ その他

- 参入という仕組みの中で、家庭的保育という制度がせつかく立ち上がろうとしているということも射程の中に入れてはどうかという少子化特別部会の方のご意見はその通りだと思う。〔第2回・岡委員〕
- 財源の確保・安定化。その時々 of 財政状況、政治状況に左右されない財源の確保・安定化につながる体系というものも、議論するときには、頭の中に置いておかないといけない。〔第2・3回・椋野委員〕
- 社会福祉法人立は、寄附と補助を前提にしているが、企業立の場合は自由な資金調達ができる。国の補助がなく、厳しいはずなのに、現実に見ると施設の新増設に企業の方が対応できているとしたら、自由な資金調達でできるからではないか。〔第3回・椋野委員〕
- 働き方の見直しそのものも必要。保育サービスを拡充する一方で、子どもの最善の利益を保障するためにも、子どもが小さいうちは働き方が選べるような仕組みも経済界・企業とともにつくり上げられるようお願いしたい。〔第3回・西田委員〕
- 今の制度を改良することが基本であって、今の制度を壊すというようなことでは基本的にないのだと考えている。〔第3回・坂崎委員〕
- 認可保育所の量的拡大には多様な主体による参入は必要。特に資本の蓄積、教育・人事管理システムが確立している企業を使うことは、量的拡大に即効性があり、有効である。〔第4回・山口委員〕

## 6 保育サービスの質(1) (議論の項目)

|   |   |
|---|---|
| <p>○ 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築</p>  |   |
| <p>○ 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方</p> | <p>○ 最低基準等の問題についても、現行の国の最低基準はあくまでも「最低」であり、昭和23年に制定されてから大きな改正は行われていない。現実の子どもや家庭のおかれている状況へ対応し、子ども一人ひとりのニーズに応えた保育を提供するためには、現行の国の最低基準の改善と向上が必要である。〔第3回・伊東委員〕</p> <p>○ 二重基準はあるべきではなく、基準は国として一つ決める必要があるが、適用は、地域特性に応じた違いがあってよいと思う。〔第3回・棕野委員〕</p> <p>○ 株式会社にとっては、認可の制度は非常に使い勝手が悪いというか、未整備であり、株式会社も同時に、公平に参入できるような状況がつけられれば、これから質は高まっていくと考えている。〔第3回・山口委員〕(再掲)</p> <p>○ 地方に委ねたら、地方の財政状況に影響されて、保育所保育指針とおりの運営ができなくなるのではないか。〔第4回・西村委員〕</p> <p>○ 待機児童が多い都市部について、特例的に面積基準、保育士資格を有する保育者の配置を変えるということはあるべきではない。子どもの育ちにとって必要な基準は、地域によって異なるべきではなく、現行の最低基準の引き下げは許されない。〔第4回・伊東委員〕</p> |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>○ 保育所職員の配置基準のあり方</p> | <p>○ 世界各国、主な国の職員配置基準を見ると、日本がいかに低いか。少なくともマイナスに動いていくような動きでは、日本の子どもたちの保育の質は守れないのではないかと思うので、ぜひとも、もっとポジティブな政策を展開できるような話に持って行っていただけるようお願いしたい。〔第3回・木原委員〕</p> <p>○ 幼児クラスを含めた3歳児の職員の配置基準の改善は、保育所保育指針なり、今回議論されている保育士の質を高める上では避けて通れない問題ではないか。〔第3回・菅原委員〕</p> <p>○ 保育の質を担保する専門性において、保育士資格は欠かせない。准保育士等の導入は反対である。〔第4回・伊東委員〕</p>  |
| <p>○ 保育士の養成・研修のあり方</p>  | <p>○ 保育士の専門性の問題がかなり言われているが、やはり基本的には4年制の保育大学を出て、きちんとした保育内容等を含めて、保護者への保育支援やさまざまな地域へのサービス提供も含めて対応できるような保育士を養成する教育システムがやはり大事なのではないか。〔第3回・伊東委員〕</p> <p>○ 現場は、夜の20時、21時まで見て、それから、園内研修をやって22時、23時。明るくなる日の早番は6時から出てこないといけない。このような勤務実態の中で、なかなか質的な専門性の向上はかなり厳しいと、現場の中でも思っている。やはり、子どもたちの最善の利益を考えるならば、保育士が就職した後も、就職する前も含めて、きちんとした専門性を確保できるようなシステムを考えていくべき。〔第3回・伊東委員〕</p> <p>○ 研修制度などについて、それをきちんと保障するために、できれば研修という問題を最低基準なり、あるいは省令などにきちんと盛り込んでいただきたい。〔第3回・菅原委員〕</p> <p>○ 現任研修がきちんと保障できるような、いわゆる現任研修のシステム化というか、きちんとプログラム化してできるような保障はしていくことが必要ではないか。〔第3回・菅原委員〕</p> |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>○ 保育士の労働条件の整備・改善</p>      | <p>○ 保育の質というときに一番考えるのは、保育あるいは子育ての基本になるのは、特定の大人と子どもとの基本的な信頼関係である。これは安心感から出てくるものだと思う。短時間の保育士が輪切りの保育に当たる。これは保育の基本にならないのではないか。保育の質を下げる方向にしかいかないのではないか。〔第3回・永野委員〕</p> <p>○ 保育士のワーク・ライフ・バランスについて、保育士がきちんと家庭生活、あるいは仕事の上でも豊かな生活を行えるような労働時間なり、配置ということがあって、そこにつながってくると思うので、そのことをぜひ検討していただきたい。〔第3回・菅原委員〕</p>  |
| <p>○ 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方</p> | <p>○ 保育所保育指針ができたことによって、その指針でやっていこうとすると、その部分は地方自治体の担当者ではなく、専門的な第三者の方が評価していくような形を取っていかねばいけない。〔第3回・西村委員〕</p> <p>○ 環境条件や労働条件の問題が質の担保と結びついているということの評価する仕組みに、今は残念ながらなっていない。このことを織り込むような第三者評価の仕組みを作っていかなければならない。〔第3回・岡委員〕</p> <p>○ 第三者評価の充実は、本当に必要だと思う。親や保育園それぞれが自分にとってどうなのかということを考えがちである中で、子ども、そして親、地域も含めた子どもの環境全体にとって何がよいということを考えるのは非常に重要だと思う。〔第3回・宮島委員〕</p> <p>○ 第三者評価については、質の担保を考えると有効な仕組みだと思うが、都道府県の理解不足等、地方に委ねていることによる格差が生じており、課題がある。〔第3回・伊東委員〕</p> |

○ その他

- 親に向けた「質の高いサービス」と称されると、やはり親の早期教育的な願望に対する「サービス」に偏ってしまうという危険性を感じる。〔第2回・木原委員〕
- 子どもを主体にした保育の質の向上。やはり特に主張したいのは、児童福祉法第2条に、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という文章があり、これは本当に守っていただかなければと思う。〔第3回・伊東委員〕
- 保育士は今、その質を民間に何年間勤めたなどということで評価されるが、それだけでは足りないのではないか。例えば、経験年数もそうだが、定着率など。それから正規の特定の職員、特定の保育士をどれくらい充てているか、それから将来的には専門職としての保育士というものを構築していただき、それを評価することが保育の質にもつながるのではないか。〔第3回・永野委員〕
- 少子化対策特別部会では、積極的な内容で保育の質について論議していただいていることについては私たちとしても非常に喜んでいる。ぜひ特別部会で出された積極的な意見をぜひ生かしていただきたい。〔第3回・菅原委員〕
- 母親たちのワーク・ライフ・バランスをどのように保障していくのか。やはりこれなしには、もう一つの保育の質を高めることは非常に難しいものではないかと思う。〔第3回・菅原委員〕
- 最低基準等の引き上げには、運営費の増、財源の確保が必要であり、そのためには、きちんと行政が現状の経営実態を調査したデータが必要。ただ保育士の勤続年数が短いというだけではこのご時世運営費の引き上げはできない。〔第3回・棕野委員〕（再掲）
- 質の維持という話をしていく中で、民間保育所運営費の一般財源化の問題はこれから起きない、起こさないということを前提に制度設計を組んでいかなければならない。〔第3回・坂崎委員〕

## 7 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上) (議論の項目)

○ 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化

- 最優先課題は都市部における認可保育所をスピード感を持って量的に拡大をすることであり、それまでの間、全部を認可保育所に対応できないとしたら、子どもの福祉のために認可外保育所のうち質の低いものの質の底上げも最優先課題の一つ。〔第2回・椋野委員〕
- 他者の子どもを育てる役割は非常に大事な仕事であり、子ども観、保育観が確立していないとなかなか難しい。やはり一人一人の発達に応じた保育の質を担保していくという認可保育所を基本とするべきである。認可外保育所というのは基本的に基準に満たないから認可外保育所になっているわけで、認可外保育所が認可を取れるような、あるいはインセンティブがはたらく仕組みを作っていくことが大事なのではないか。〔第3回・伊東委員〕
- 認可外保育所については、やはり認可化をする方向での公的な支援を導入すべきで、現在の最低基準が守られていない中で公費を投入するべきではない〔第3回・伊東委員〕
- 認可外施設が条件を満たしているのであれば、認可保育所になればよい話で、認可外保育所が認可になろうとしない、あるいはなれない、そういうことがあるのならば、国はしっかりと指導していくことが必要なのではないか。〔第3回・西田委員〕
- 認可外保育所は東京都認証保育所のように、政策的に国の基準と最初から合わないことは承知で造ったものを、どのように整理していくのが問題。〔第3回・菅原委員〕
- 認可外保育施設が多くなると、都道府県だけでは回ることができない。24条に基づき保育の実施責任のある市町村に基準等を含めた指導監督の責任を負わせるべきではないか。〔第4回・西村委員〕

|  |   |
|--|---|
| <p>○ 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題</p> | <p>○ 認可園に通えない子どもたち、場合によっては劣悪な施設にしか通えない子どもたち、こうした人たちをまず助けないといけない。これは福祉というものの最低保障の問題だと思う。〔第2回・山口委員〕</p> <p>○ 認可保育所への移行支援も重要だと思うが、ただ、そうは言っても今すぐ間に合わない人たちがいるので、その人たちをどうするか。ニーズに供給が追いつかない間、認可外保育所を利用する子どものために、少し公費が出ればその分、人を増やせる。その意味もあって、認可外保育所の質の底上げのための公費助成は必要だと考えている。〔第3回・椋野委員〕</p>  |
| <p>○ 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保</p>  | <p>○ 保育におけるいわゆる一般的な保育の部分のことについては認可保育所で、一時保育等のことについては、やはり保育の部分で非常に困っている所があるのであれば、その部分については認可外保育所が普通に参入して契約するような仕組みでもよいのではないか。〔第2回・永野委員〕</p> <p>○ 認可外の保育所では、認可保育所の入園対象にはなりにくい働き方をしている人（例えば週2～3日勤務など）の受け入れもしている。多様なはたらき方をしている人の支援をしているのも認可外保育園であることも押さえていただきたい。〔第3回・佐久間委員〕</p> <p>○ 親の所得状況によって子どもが受ける保育の質に差があってはいけない。また、親の働き方によって子どもが受ける保育の質に差があってはならない。今の実態としては、夜に働かざるを得ない方が認可外を使っているということであれば、やはりそれはそのままよいというわけにはいかない。認可保育所を使えるようにすべき。〔第3回・椋野委員〕（再掲）</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>○ 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点</p> | <p>○ 二重基準はあるべきではなく、基準は国として一つ決める必要があるが、適用は、地域特性に応じた違いがあつてよいと思う。〔第3回・棕野委員〕(再掲)</p>   |
| <p>○ 定員要件のあり方(小規模なサービス形態)</p>               | <p>○ 地域の保育機能の維持といったときに、統廃合が本当に正しいのか。例えば20人や30人くらいの保育所が地域に残っていくことは財政的には非常に負担になるわけだが、地域を維持していくための機能としての保育所を考えていく必要があるのではないか。〔第2回・坂崎委員〕(再掲)</p> <p>○ 例えば今、老人の段階で取り入れているが、小規模多機能施設のような部分を少し検討してみたらどうなのか。というのは、待機児童がたくさんいるところでのニーズは非常に多様化していて、現状で拾えない層がいるのではないかと。そうであるとすれば、そういうものに対応する別の機関をつくっていく、そういうことも視野に入れて検討してはどうかと思う。〔第2回・伊東委員〕(再掲)</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>○ 保育士資格要件の必要性</p>  | <p>○ 保育の質として一番重要なのが保育所の職員の保育士である。〔第3回・永野委員〕</p>   |
| <p>○ 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上</p>             |   |
| <p>○ 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い</p> | <p>○ 認可園に通えない子どもたち、場合によっては劣悪な施設にしか通えない子どもたち、こういった人たちをまず助けないといけない。これは福祉というものの最低保障の問題だと思う。〔第2回・山口委員〕（再掲）</p> <p>○ 認可保育所への移行支援も重要だと思うが、ただ、そうは言っても今すぐ間に合わない人たちがいるので、その人たちをどうするか。ニーズに供給が追いつかない間、認可外保育所を利用する子どものために、少し公費が出ればその分、人を増やせる。その意味もあって、認可外保育所の質の底上げのための公費助成は必要だと考えている。〔第3回・椋野委員〕（再掲）</p> <p>○ 認可外保育施設の認可化のみならず、待機児童の多い都市部などにおいては、認可外保育施設に対して、一時的にある程度公的補助を行うべきではないか。〔第4回・山口委員〕</p> |

○ その他

- やはり子どもの発達保障ということをしかりと柱に据えて、この話を進めていってほしいということと、現在の私どもが認可保育所として使っている保育制度を基盤にして考えていく必要があると思っている。〔第2回・西田委員〕
- 認可を受けなければ質が低いということは決してない。例えば東京都の認証保育所制度は、ほとんど基準的には変わらないし、場合によっては、認証保育所の方が基準としては高いものもある。東京都においては、第三者評価の受審率も認証保育所の方が高いこと、また、監査での指摘事項も認証保育所と認可保育所で差がないことが言える。〔第3回・山口委員〕
- 毎日、子どもたちは認可保育所の中で、保育を受けるというよりも、自ら生活者として生活しているわけで、子どもが主体として今を生きて将来へどうつなげていくかというのは、子どもの立場を守るという観点から質を考えていかないといけないことである。就労など本来的に子ども自身でないことを、質を考える尺度にもっていくということは、疑問に思う。〔第3回・西田委員〕
- 今の認可制度の中では、かなりいろいろな縛りがあり、「こういった保育園をやりたい、こういうサービスをやりたい」と思っても、やらせてもらえないことが非常に多くある。その点、例えば認証をはじめ認可外保育所の場合はその縛りが少ない。〔第3回・山口委員〕(再掲)
- 認可基準を満たしている施設で、認可外として運営をしている園がある。これは、自治体によっては企業に対しては出されない運営費補助があり、認可保育所で運営するほうが運営費補助が少なくなるからである。これもおかしな話であると思う。〔第3回・佐久間委員〕(再掲)
- 認可の基準を満たしていても、企業が認可を求めても、運営費そのものが減ってしまうという状態にある。都加算とか区加算というその自治体そのものの加算が付けられないというのが企業の実態であるが、それもいかがなものか。〔第3回・佐久間委員〕